室田小学校体育館貸出し規定

令和２年４月１８日

１．　室田小学校体育館を体育目的のために借用する団体(１０名以上)は、室田小学校体育施設開放運営委員会を窓口として、申込むことが出来る。

２．　室田小学校体育施設開放委員会は、事務局を会長宅に置き、登録団体からの借用申出を集計して、使用月日の前月中に割当てるものとする。その際学校から提示された予定に従って決行する。

３．　割当てを受けた団体は、市条例に基づいた利用申込み書を室田小学校体育施設開放運営委員会に提出する。

４．　別に定める使用規定に違反した団体は、その後の使用を取り消し又は、禁止することがある。

５．　学校長が、教育上特に体育館の必要を認めた場合は、一旦貸出しを許可されても一部時間の変更や取消しをされることがある。

６．　利用時間

＊午前	8:30~12:00	準備・更衣	正味運動時間	片付け・更衣
		8:30 ⟷		11:30
＊午後	12:00~17:00	準備・更衣	正味運動時間	片付け・更衣
		12:00 ⟷		16:30
＊夜間	17:00~21:00	準備・更衣	正味運動時間	片付け・更衣
		17:00 ⟷		20:30

※土曜日は 12:00、休日は 8:30 から 21:00
※金曜日は開放しない
　但し、学校側の許可があった場合は 17:00 から使用できることとする

７．　貸出す運動の内容
＊体育的行事
　許可する種目：バレーボール・バスケット・バドミントン・ダンス・卓球・体操(類するものを含む)
許可できない種目：ソフト・サッカー・キャッチボールなど主として屋外的スポーツ

８．　借用希望物については、体育館借用申込みと同時に申し出るものとする。
＊使用許可と同時に使用できるもの
　・体育館フロア・防球ネット・清掃道具・水道・照明・トイレ・備品倉庫・バレーボールポール
　バトミントンポール等。

９．　体育館の鍵については、別に定める。
＊各団体の責任者に貸出し管理している。(スペアキーは絶対に作らないで下さい)

１０．使用許可をされた団体が、何らかの理由で使用出来なくなった場合は、なるべく早いうちに開放委員会会長及び、学校に連絡すること。決して他の団体に無断で又貸しをしないこと。

１１．市条例にしたがった、学校体育施設開放運営協議会に登録していない団体が借用する場合は教育長の許可があり次第使用できる。

体育館使用における注意事項

①使用を許可された団体に所属しない者を館内に入れてはならない。
　但し、親の保護下にある子供は除く。(子供の犯した不始末についてはその団体の責任とする)

②体育館を使用する場合は、使用許可証を学校に提示する。

③館内には、体育館専用靴又は、備付スリッパ以外の履物では入ってはならない。

④許可された施設・備品以外のものは、使用してはならない。

⑤体育館内においては飲食及び喫煙はしてはならない。

⑥ギャラリーの使用は、窓の開閉のみに利用すること。

⑦ステージ放送室等は使用してはならない。

⑧体育館利用のため以外のものは、持ち込まない。

⑨施設・用具等使用目的以外の使い方をしないこと、特に壁面にボール等打ちつけたりしないこと。

⑩床面保護のため、物の運搬には、特に注意すること。

⑪使用した器具は、必ずもとの位置に戻しておくこと。

⑫体育館入口は、西側校舎よりの非常口とする。

⑬館内に別のライン等をやむえなく引く場合は、学校と相談すること。

⑭負傷の場合、薬物等使用時は、床・壁等を汚さない。

⑮椅子運搬車出し入れの際、ドア等に当てないよう充分注意すること。

⑯施設・器具等破損させた場合は、修理しておくこと。

⑰所定の場所以外に自動車・バイク・自転車等を乗り入れない、又駐車しないこと。
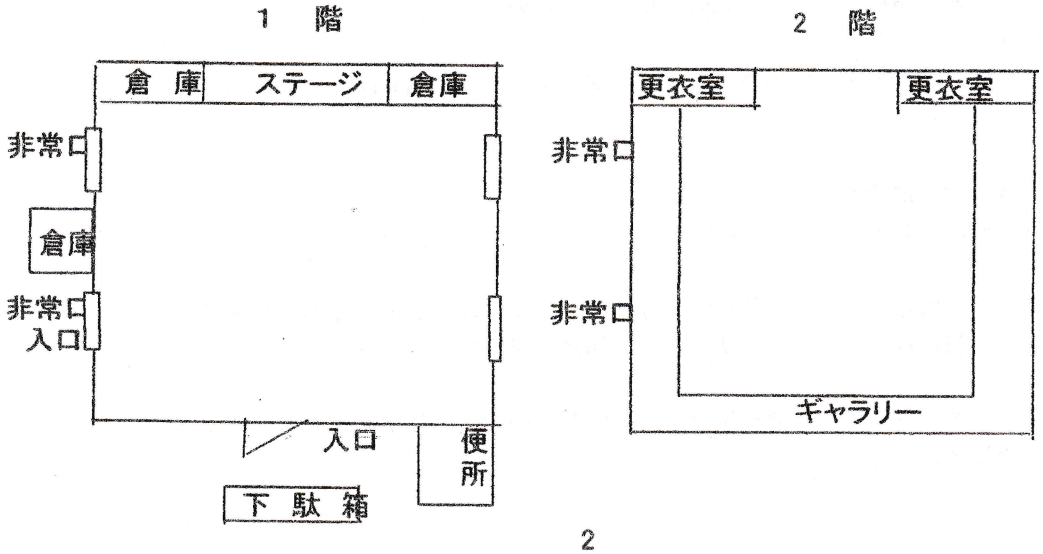
体育館略図